

介護支援専門員証更新対象者のみなさまへ

平成18年4月1日の介護保険制度改正により、介護支援専門員として業務に就くためには、介護支援専門員証の交付を受けていることが必須となっております。

また、介護支援専門員証には、有効期間が設けられ、有効期間満了日以降も介護支援専門員の業務に就くためには、有効期間中に必要な研修を修了し、有効期間の更新を行う必要があります。

介護支援専門員証の有効期間更新手続きについては、2月8日(金)が提出締切となっておりますので、まだお済みでない方は必要な書類をそろえ、下記の担当者あてに提出ください。

【提出先】

〒880-8501(住所記載不要)
宮崎県福祉保健部長寿介護課 小野
電話:0985-26-7058

※更新申請には

介護支援専門員証の原本が必要です。
介護支援専門員証とは
写真付カードタイプのものになります。